

商品概要説明書

J A 山口県

【保証会社：オリエントコーポレーション】用

商品名	J Aマイカーローン（オリエントコーポレーション保証型）
ご利用いただける方	○山口県に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 81 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 ①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金。 ⑥電気自動車充電設備費用・購入設備費用。 ⑦自動車ローンの借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 15 年以内とします。
借入利率	○つぎのいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日、10 月 1 日）の基準金利（当 J A で定めるパーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当J Aが指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○分割払い 約定返済日の元利金返済に併せ、保証料をお支払いいただきます。 なお、お借入利率に以下の保証料を含みます。 ① 特別レート 年 0.65% ②ファーストレート 年 0.85% ③セカンドレート 年 1.30% ④サードレート 年 1.60% レートはおお客様の信用状態に応じて保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の審査時に決定いたします。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-008 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360 （福岡）電話：092-791-1840 （久留米）電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588

	【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 (大阪府) (J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

(2025年9月13日現在)